

長岡技術科学大学の安全衛生方針について

【基本理念】

国立大学法人長岡技術科学大学は、大学及び大学構成員の責任と役割を明確にして安全衛生管理体制を確立し、大学が行う教育研究をはじめとする各種の事業及び業務において安全衛生活動を積極的に推進し、労働災害又は学生の事故防止、健康の増進及び快適な就学・就業環境の形成を図るため、以下のとおり基本方針を定めました。

長岡技術科学大学は、この安全衛生方針に基づき、全学において安全衛生管理活動を展開し、国立大学法人として社会的責務を果たすことを表明します。

国立大学法人長岡技術科学大学長

鎌 土 重 晴

【基本方針】

1. 学長は、毎年度、大学が行う安全衛生管理活動計画を示し、大学の管理運営上、重要業務として位置づけ、計画を継続的に遂行するものとする。
2. 大学の構成員は、安全衛生関係法令、大学が定める安全衛生管理規程及びその他の規定等に定める活動を遵守し、安全衛生管理技術の一層の向上を図るものとする。
3. 大学は、危害防止のための基準を確立し、その推進を遵守するための措置として、以下に掲げる事項を推進する。
 - ・ 学内を巡視し、危険物若しくは有害物又はそれらを取り扱う作業及び法的に管理が必要な事項を把握する。
 - ・ 機器、設備等又はそれらを使用する作業等において適用される関係法令の横断的な管理方法を確立するため、「作業のセーフティ・データ・シート」を作成する。
4. 大学は、教職員及び学生等の安全衛生の保持に努めるとともに、より高い安全衛生意識の涵養のため、安全衛生教育の充実を図り、教育、指導を継続的に行うものとする。
5. 上記に掲げる安全衛生の方針を実行するため、学長は、長岡技術科学大学総括安全衛生管理者に対して、責任と権限を委任する。

以 上

はじめに

工学系の学問分野では、実験を通じた技術の習得あるいは新しい発見が必須です。それにとまなう危険を回避し、安全の確保に努める必要があります。本学では、開学間もない昭和 55 年 3 月に「安全のための手引」を刊行しました。化学実験における安全性の確保を第一課題として、「薬品の取扱い及び高圧ガスの取扱い」に関する指針をまとめ、さらに電気や機械に関する安全心得、応急処置などを加えたものでした。

その後、関係法令等の改正や本学の組織改編に伴い、関係箇所の見直しを行い、必要な内容を新たに追加するなどして、逐次改訂版を出版してきました。平成 19 年度以降は、年度版として毎年度発行しており、同年から身近で生じる可能性のある事故の抑制強化のために、ヒヤリハット事例、学内の事故事例およびそれらの防止対策を追加しました。さらに、平成 23 年度版から、平成 22 年 4 月 1 日に学長が表明した本学の安全衛生方針を冒頭に掲載しています。

なお、本書は電子媒体として本学ウェブページ（以下 URL）にも掲載しています。

<https://www.nagaokaut.ac.jp/kenkyu/anzentebiki/index.html>

学生諸君が、充実した学生生活を過ごし、所定の技能、知識を修得して社会に巣立って行けるよう、学習プログラムのみならず、大学生活の安全衛生にも配慮できるようにすることが、本学の使命であり、責務です。この手引書が、本学での教育研究の実施に際して有効に活用され、災害や事故がゼロになることを願っております。

最後に、本書の編集に携わって頂きました関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月

長岡技術科学大学総括安全衛生管理者
理事・副学長（研究企画・産学地域連携・SDGs 担当）

梅 田 実